

◎ 第9回中間総会記念事業

8月4日(土)

於:あざれあ

働きすぎのメカニズム-労働時間短縮の運動を-

(森岡孝二氏のレジュメより)

萩原繁之氏(弁護士・静岡労研理事長)

●はじめに

「遊びをせんとや生れけむ、戯れせんとや生れけん、遊ぶ子供の声きけば、我が身さえこそ動がるれ」

『梁塵秘抄』(平安末期の歌謡集)

「時間は人間の発達場である。思うままに処分しうる時間をもたない人間、睡眠や食事などをとる純然たる中断時間は別として、その全生涯が資本家のための労働にすいとられている人間は、家畜にも劣る」(マルクス『賃金・価格および利潤』)

●1980年代末の過労死と今日の過労死

<連続>

変わらない長時間労働、死ぬほど働く日本人
企業中心の時間構造、深刻な社会問題

<変化>

壮年期の過労死の多発から若年層の過労自殺へ
大多数が正社員の時代から非正規化の時代へ

「豊かな社会」の過労死から貧困と過労死の併存へ
新しい働きすぎの出現と拡大

●日本の働きすぎと新しい働きすぎ

日本の働きすぎの残存

- ①法定労働時間の36協定による解除
- ②「男は残業、女はパート」の性別分業
- ③長時間残業の常態化とサービス残業の存在
- ④残業に対する労働組合の規制力の弱さ
- ⑤過労死、過労自殺の多発

新しい働きすぎの出現と拡大

- ①グローバル資本主義
- ②情報資本主義
- ③消費資本主義
- ④フリーター資本主義
- ⑤株主資本主義

●労働時間規制のあり方と手がかかり

1. 厚労省「所定外労働削減要綱」

<なぜ所定外労働を減らさなくてはならないか>
1991年版

①個人の自由時間、②家族のふれあい、③地域社会とのかかわり、④健康と創造性、⑤働きやすい職場環境

<所定外労働時間削減の意義> 2001年版

- (1)創造的自由時間の確保、(2)家庭生活の充実、(3)社会参加の促進、(4)健康と創造性の確保、(5)勤労者の働きやすい職場環境づくり

<所定外労働削減の目標>

所定外労働は削減する、サービス残業はなくす、
休日労働は極力行わない

2. 日弁連「『あるべき労働時間法制』に関する意見書」(2016年11月)

第1段階—直ちに現行の労働時間の延長の限度に関する基準(週15時間、月45時間、年間360時間など)を労働基準法に規定するとともに、特別条項に関する規定を廃止する。

第2段階—段階的に、週、月、年の延長限度の基準を厳格化するとともに、1日の労働時間の延長の上限についても法定化する。延長の限度基準としては、将来的には、1日2時間、1週8時間、年間150時間を目指す。

●おわりに

過労死防止学会国際シンポの韓国報告から「勤労基準法の改正」ジョン・ビョンウク弁護士

これまで:1週間の最長労働時間は68時間(基準労働40時間+延長12時間+土曜日8時間+日曜日8時間)

改正案:1週間の最大労働時間は延長勤務を含めても52時間を超えてはならない。

*連絡先: 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 セキスイハイムビルディング 7F (静岡県評内)

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>